


電子取引データの訂正及び削除の防止に 関する事務処理規程

学校法人 菅原学園

令和6年1月1日（制 定）

令和6年1月1日（発 行）

（第1版）

承 認	作 成
	
令和5年12月19日	令和5年12月19日

目 次

第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 管理責任者	1
第2章 電子取引データの取扱い	
第4条 電子取引の範囲	1
第5条 電子取引データの保存	1
第6条 対象となるデータ	1
第7条 運用体制	1
第8条 訂正削除の原則禁止	2
第9条 訂正削除を行う場合	2
附 則	2
(様式)	
「電子取引データ訂正・削除申請書」	(様式1)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、学校法人菅原学園（以下、「本法人」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本法人において、電子取引データに係るすべての職員に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、法人本部長とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 法人における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (2) クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- (3) ウェブサービスを利用した請求書等の授受
- (4) キャッシュレスサービスを利用した請求書等の授受
- (5) 上記に掲げるものの他、電子データにより行われる各種取引に係る請求書等の授受

(電子取引データの保存)

第5条 取引先から受領した、次条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する電子取引データは以下のとおりとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書

(運用体制)

第7条 保存する電子取引データの管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者 管理会計部長（至誠館大学は事務局長）
- (2) 処理責任者 管理会計部会計課長（至誠館大学は経理課主任）

（訂正削除の原則禁止）

第8条 保存する電子取引データの内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する電子取引データを訂正又は削除する場合、処理責任者は「電子取引データ訂正・削除申請書」（様式1）に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出する。

- ① 申請日
- ② 取引伝票番号
- ③ 取引件名
- ④ 取引先名
- ⑤ 訂正・削除日付
- ⑥ 訂正・削除内容
- ⑦ 訂正・削除理由
- ⑧ 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「電子取引データ訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して電子取引データの訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、電子取引データの訂正及び削除を行った場合は、当該電子取引データに訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「電子取引データ訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「電子取引データ訂正・削除申請書」及び「電子取引データ訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった電子取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

この規程は令和6年1月1日から施行する。

制定 令和 6年 1月 1日

電子取引データ訂正・削除申請書

下記の電子取引データについて、訂正・削除の必要が生じたため申請いたします。

申 請 日	年 月 日
申 請 者 氏 名	
取 引 伝 票 番 号	
取 引 件 名	
取 引 先 名	
訂 正 ・ 削 除 日 付	年 月 日
申 請 処 理	訂 正 ・ 削 除
訂 正 ・ 削 除 理 由	

確 認 日	年 月 日
処 理 責 任 者	

承 認 日	年 月 日
管 理 責 任 者	

電子取引データ訂正・削除完了報告書

上記承認のあった電子取引データについて、訂正・削除が完了したことをご報告いたします。

訂 正 ・ 削 除 完 了 日	年 月 日
処 理 責 任 者	
顛 末	